

こまつ和文化ものづくり訪問受入体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こまつ和文化ものづくり訪問受入体制整備事業補助金の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、小松の誇る伝統工芸等を生産する工場や生産現場の見学、更に「ものづくり」の体験にかかる費用を助成することによって、地域が保有する職人や高度な技術等にふれることができる産業観光の推進を図り、もって交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 市内で伝統工芸等に関する製造業等（総務省告示第175号日本標準産業分類）を営み、製造工程等が見学可能な事業者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続きの申し立てがなされていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 国税又は地方税を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づく都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員として使用している者ではないこと。

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の対象事業は、市内の事業所（工場を含む。）、店舗等において実施する事業で市の産業観光の推進に資する次のいずれかの定める条件を満たすものとする。

ただし、今後の産業観光の推進に協力が可能な事業者及び団体が実施するものに限る。

- (1) 来訪者に製造工程等を公開するもの。
- (2) 来訪者がものづくり又は製造工程等の体験ができるもの。
- (3) 来訪者に展示品（販売を目的とする商品を除く。）を公開するもの。
- (4) その他、市の産業観光の推進に資するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助金の対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 施設等の建設や整備を目的とするもの
- (4) 過去に補助金の交付決定を受けたものと同一の事業（補助事業のうち、目的、実施方法及び基本的な内容が同一で継続性のあるものをいう。以下同じ。）であるもの。
- (5) その他市長がこの要綱による補助対象としてふさわしくないと認める事業（補助金の交付要件等）

第5条 事業の交付要件については、別表第1のとおりとする。

（認定の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助適用認定申請書（様式第1号）により、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助適用認定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更の申請）

第7条 前条の規定により補助適用認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前条第1項に定める申請書及び添付書類等に記載された内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助適用内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 当該事業に係る補助対象経費の5分の1以内の変更をする場合
- (2) 当該事業の目的及び効果に影響を及ぼさない規格又は仕様の変更

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、相当と認めるときは、補助適用内容変更承認書（様式第4号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止の申請）

第8条 認定事業者は、当該事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あ

らかじめ補助適用認定取下申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、補助適用認定取消通知書（様式第6号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び決定）

第9条 認定事業者は、認定に係る事業を年度内に完了させ、及び補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第8号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助適用認定又は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 地震、風水害その他の災害により当該事業の遂行等が困難となった場合を除き、当該事業を廃止又は正当な理由もなく中止したとき。
- (2) 認定事業者が、偽りその他不正な手段により補助適用認定又は補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 認定事業者が、補助適用認定又は補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているとき又は補助金の交付を受けてから5年以内に認定事業者が補助の対象となった事業を休止若しくは廃止したときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

（財産の管理）

第11条 認定事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、この要綱の目的に従って、その効率的な運用に努めなければならない。

（調査又は報告）

第12条 市長は、補助適用認定及び補助金の交付決定について必要があると認めるときは、認定事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

（成果の公表）

第13条 市長は、当該事業の内容や成果について公表し、又は認定事業者に発表させるこ

とができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

対 象 経 費	交付申請の回数	限度額	補助金の額
印刷製本費、広告宣伝費、施設整備費、施設修繕費、備品購入費及び制作費、消耗品費 （ただし、総事業費の5割を超える備品の購入は認めない）	1事業者あたり交付申請は1度のみとする。	50万円	対象経費の2分の1に相当する額
その他諸経費（産業観光の受入に直接必要なものに限る）			